**令和７年度ベビーシッター派遣事業割引券　利用に係る同意書**

**国立大学法人筑波大学**

**ヒューマンエンパワーメント推進局長　殿**

　　　年　　月　　日

下記の項目に同意の上、令和７年度ベビーシッター派遣事業割引券を利用いたします。

記

　申込者は、筑波大学（以下、本学）と雇用関係にある常勤教職員、または本学と雇用関係にあり文部科学省共済組合に加入している非常勤教職員であること。

　本学での業務に従事する日に限り利用すること。

　配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等により、または、ひとり親家庭であることによりサービスを使わなければ就労（職場復帰を含む）が困難な状況であることを利用条件とすること。

　本学におけるベビーシッター派遣事業割引券（以下、割引券）の利用条件は、教職員専用サイト、ヒューマンエンパワーメント推進局ジェンダー支援チームのウェブサイト、申込書等で確認し、条件を満たした上で利用すること。

　各家庭が所有および利用できる割引券の上限を月20枚、年間240枚とすること。

　割引券は、令和７年４月１日～４月30日までの利用分を除いて、全国保育サービス協会が発行した発行日より以前に遡って利用できないこと。

　割引券は、指定された期間内に申込および利用をすること。

　割引券は、シッティング利用後スマートフォンで速やかにシステム利用登録を行うこと。

　利用予定のない割引券は、事務局宛てに速やかに返却手続きを申し出ること。

　システム利用登録がされず未使用のままの割引券は、事務局の判断により自動的に回収されること。

　回収された割引券の補填や、過去の利用分として充当することを目的とした再発行は不可とすること。

　割引券の在庫数に応じて、交付枚数を制限することや交付を中断する場合があること。

　予算の都合等により、当該年度途中であっても交付が終了する可能性があること。

　他者への割引券の譲渡や、申込者以外が割引券を利用することは、いかなる理由があっても禁じられていること。

　個人情報保護の観点から、事務局からの連絡は申込者本人が対応し、家族、知人からの問合せは原則不可とすること。

　利用条件または同意事項のいずれかに違反があった場合には、割引券の交付および利用を制限される可能性があること。

　申込者個人の故意または過失により発生したトラブルや紛争等について、本学は一切の責任を負わないこと。

以上

**【自署 または 記名押印】**